

平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

老朽化した施設の改修及び場外発売の収支改善を図るためのコンパクトな場外開催投票所の建設に向けた基本計画の策定を行う。

付随して、施設のコンパクト化により発生する余剰地の将来的な有効活用に向けて、地域に開かれた競輪場として魅力的なエントランスエリアの整備計画を検討する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

(4) 業務内容

「平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(5) 業務費用（委託上限額）

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

(1) 本プロポーザル方式の参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者でなければならない。

ア 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。

ウ 公募日から契約候補者（以下「候補者」という。）として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。

エ 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度、上記（1）アに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- キ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、上記（１）アに規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- コ 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合において、各構成員が上記アからケを全て満たしており、かつ他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

（２）次の技術者を各１名配置し、必要な資格及び実績を有すること。

なお、管理技術者、主任技術者については、当業務に参加表明した企業に所属する者とし、本業務において管理技術者、主任技術者の兼務は認めない。

ア 管理技術者の資格

（ア）建築士法第２条に規定する一級建築士であること。

（イ）過去５年間（令和元年度から令和５年度まで）に公共建物、文化・交流・公益施設等、又は学校等の基本計画に係る業務実績があること。

イ 主任技術者の資格

建築士法第２条に規定する一級建築士であること。

3 参加手続き

（１）募集方法

本市及び平塚競輪場ホームページにて実施要領を公開する。

【ホームページ】

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page36_00035.html

<https://www.shonanbank.com/>

（２）提出書類

次の書類に様式番号を記した表紙とインデックスを付け、A４縦長ファイルに綴じたものを２部（正１部、副１部）直接持参又は郵送にて、提出すること。

直接持参の場合：提出先へ連絡のうえ、持参すること。

郵 送 の 場 合：受付期間内に必着するものとし、電話で到達を確認すること。また発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

番号	書類名称	単独 企業	共同 事業体
1	参加表明書（第１号様式）	○	○
2	共同事業体構成員届（第２号様式）	—	◎
3	共同事業体委任状（第３号様式）	—	◎

4	誓約書（第4号様式）	○	○
5	業務執行体制（第5号様式） 技術者の配置並びに全体の執行体制及び協力体制について記載すること。業務の受注者は一部の業務を再委託することができるが、その場合は、「協力会社等」の欄に記入し再委託する業務範囲を明示すること。	○	○
6	配置予定技術者調書（第6号様式） 1人の技術者につき1枚作成すること。 業務実績は1人の技術者につき、1件以上あること。また、最大3件までの記載とする。	○	○
7	資格・実績等を証明する書類 第6号様式における配置予定技術者ごとに次の書類を添付すること。 ・参加者の組織に属していることが確認できる書類の写し ・保有資格に係る資格証明書の写し ・配置予定技術者調書に記載した実績に係る契約書の写し（業務名称、発注機関、履行期間、業務概要、担当業務等が分かる部分の写し） ・業務内容が確認できる設計図書（図面、仕様書等）の写し	○	○
8	国税、県税及び市町村税の納税証明書（滞納がないことの証明、直近の2か年分） ※県税及び市町村税の証明書については、本店の所在する都道府県及び市区町村が発行するもの。	○	◎
9	会社概要（会社案内、パンフレット等）	○	◎

※ 共同事業体の◎は、複数の企業により参加する場合は、全ての構成員が提出すること。

(3) 期間

令和7年1月28日（火）から令和7年2月4日（火）まで
（受付時間は、開場日午前9時から午後5時までとする。）

(4) 提出先

担当窓口：平塚市公営事業部事業課（平塚競輪場）

所在地：平塚市久領堤5番1号 平塚競輪場内第2センタースタンド3階

電話：0463-21-3935

FAX：0463-21-3934

電子メール：jigyo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

4 現場説明会

本プロポーザルの内容等に係る事前説明会は実施しない。

5 質問受付・回答

(1) 質問方法

下記事項をメール本文に記載し、「平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託 質問票（第8号様式）」に記入のうえ、電子メールで提出すること。

タイトル 平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託に関する質問

案件名 平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託

宛 先 平塚市公営事業部事業課

会社名、会社メールアドレス、会社担当者名

(2) 質問期間 公告日から1月21日（火）正午まで

(3) 回答日 令和7年1月28日（火）午後

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せたうえで、本市ホームページにて公開する。

【ホームページ】

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page36_00035.html

6 提案者の選定（1次審査）

(1) 選定通知の方法

参加表明した際の提出書類に対して、参加資格の審査を実施する。

提案者を選定したときは、「プロポーザル要請通知書」により、書面（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。また、選定されなかった者については、「提案書選定者の選定結果通知書」により通知する。

(2) 通知時期

令和7年2月13日（木）発送

(3) 選定されなかった理由の説明

本プロポーザルにおいて、選定されなかった応募者は、その理由について通知日から7日以内（閉場日を除く。）に市に説明を求めることができるものとする。

7 提案書の作成・提出

(1) 提出書類

提案書は「企画提案書提出届（様式第7号）」とともに、次の書類を直接持参又は郵送にて、提出すること。

直接持参の場合：提出先へ連絡のうえ、持参すること。

郵 送 の 場 合：受付期間内に必着するものとし、電話で到達を確認すること。
また発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

番号	書類名称	単独 企業	共同 事業体
1	企画提案書	○	○
2	参考見積書	○	○

(2) 企画提案書の作成要領

- ア 写真、イラスト等の使用、カラー印刷・白黒印刷等は問わない。
 - イ 企画提案書は次の内容に沿って作成すること。
 - ① 本業務に関する実施体制及びスケジュール
 - ② 競輪事業及び平塚競輪に関する考察とエントランスエリアに関する課題整理
 - ③ 施設整備に関する基本的な考え方
 - ウ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は一切付してはならない。
 - エ 提案者は1つの提案しかできないこととする。
 - オ 企画提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示したうえで、書類番号を記した表紙とインデックスを付けたものを提出すること。
- （3）参考見積書の作成要領
- ア 様式は任意とし、A4判用紙で作成すること。
 - イ 見積件名は、「平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託」、宛先は「平塚市長」とし、代表者印を押印すること。
 - ウ 見積額は委託上限額の範囲内で、総額が分かるように作成すること。さらに、提案内容を実現するために必要な業務を列挙し、その概算費用を明記すること。
- （4）必要部数
- 正 1部 副 10部（複写可）
- （5）受付期間
- 令和7年2月13日（木）～3月4日（火）まで
（受付時間は、開場日午前9時から午後5時までとする。）
- （6）提出先
- 担当窓口：平塚市公営事業部事業課（平塚競輪場）
所在地：平塚市久領堤5番1号 平塚競輪場内第2センタースタンド3階
電話：0463-21-3935
FAX：0463-21-3934
電子メール：jigyo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

8 候補者の特定（2次審査）

本プロポーザルにおける審査は平塚競輪場場外開催投票所整備基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

（1）実施日及び会場

実施日：令和7年3月13日（木）

会場：平塚市役所 本館5階519会議室

（2）実施内容

- ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき、提案の説明15分以内、その後質疑応答とする。各集合時間については別途調整する。
- イ 準備及び片付けは、プレゼンテーション時間に含まないこととし、プレゼン

テーションの前後10分程度で実施すること。

(3) 特定方法

企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、審査要領に定めた審査方法に基づき審査し、合計得点が高い者を本業務の候補者として特定する。また、合計得点が高数の場合には「価格審査の評価」が高い方を、「価格審査の評価」が高数の場合には、「実施方針及びテーマについての評価」の高い方を本業務の候補者とする。

なお、候補者以外の者についても、得点数の高い者から順位を付す。

(4) 最低基準

評価基準点の合計点の6割を最低基準点とし、合計点が最低基準点を満たさない提案者は特定の対象としない。

(5) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、業務を実施する場合は、再度プロポーザルを実施する。

(6) 注意事項

- ア プレゼンテーションは、企画提案書の提出が遅い順から、個別に実施する。
- イ プレゼンテーション会場に入場できる人数は4名以内とし、予定技術者は必ず出席すること。なお、プレゼンテーションは実際に業務に従事する予定技術者が説明すること。
- ウ 提案説明は企画提案書のみを使用すること。
- エ 提出された提案書に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。
- オ プロジェクターを使用する場合は、事前に担当窓口に連絡すること。
- カ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、その他パソコン等の機材は、参加者が用意し、セッティングすること。
- キ 機材を持ち込む場合は、準備及び片付け時間に留意し、セッティング及び撤収を行うこと。
- ク プレゼンテーションの内容は、市が議事録作成用として録音する。
- ケ プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。
- コ 平塚市情報公開条例（平成14年12月20日条例第24号）の規定に基づき、提案者から提出された提案書、審査結果等については原則として公開の対象文書となる。ただし、企画提案書等に含まれる個人に関する情報や法人の競争上の地位その他正当な利益を具体的に害すると認められる情報等、同条例第5条各号の規定に該当するものについては非公開となる場合があるため、この情報等に該当すると考えられる部分がある場合は、文書により申し出ること。（公開、非公開の判断は、市が行うものであり、非公開を約束するものではない。）

9 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目（2次審査）

審査における審査項目と評価基準、配点は次のとおりとし、評価点の合計点は120点とする。

審査項目	評価基準	配点
基本方針	業務を受託するにあたり、平塚競輪に関する考察について総合的に評価する。	20点
実施体制	業務にあたる事業者の実施体制が適切なものになっているか総合的に評価する。	10点
業務工程表	業務の実施スケジュールが具体的かつ適切なものになっているか総合的に評価する。	10点
実施方針及びテーマについて	業務の目的や業務内容を適切に理解し、業務の実施方法及びテーマに沿った提案内容が具体的かつ実現性を持って示されているか総合的に評価する。	30点
その他の独自提案	業務全般の成果を一層高めるために、事業者の独自提案について総合的に評価する。	20点
専門技術力、プレゼンテーション、取組意欲	業務に必要な専門性を有し、説明の分かりやすさ、内容の理解度、取組意欲等について総合的に評価する。	10点
価格審査 (本業務の見積価格)	見積価格を評価する。	20点

10 審査結果

(1) 特定通知の方法

審査結果の通知は、候補者の特定後、提案者全員に行う。候補者を特定したときは「特定通知書」により通知し、特定されなかった提案者については、「非特定通知書」により通知する。電話等による問い合わせには応じない。

(2) 通知時期

令和7年3月18日（火）

(3) 審査結果の公表

候補者を特定したときは、次のとおり本市及び平塚競輪場のホームページで公表する。

- ア 特定候補者の名称
- イ 全提案事業者の名称
- ウ 特定候補者の評価点

(4) 非特定理由の説明

本プロポーザルにおいて、特定されなかった提案者は、その理由について通知日から7日以内（閉場日を除く）に市に説明を求めることができるものとする。

1 1 全体スケジュール

内 容	日 程
公告・実施要領配布 (ホームページで公開)	令和7年1月15日(水)
質問受付期限	令和7年1月15日(水) ～1月21日(火) 正午まで
質問の回答	令和7年1月28日(火)
参加表明書の受付【1次審査】	令和7年1月28日(火) ～2月4日(火) まで
1次審査結果通知	令和7年2月13日(木)
提案書の受付【2次審査】	令和7年2月13日(木) ～3月4日(火) まで
プレゼンテーション【2次審査】	令和7年3月13日(木)
2次審査結果通知	令和7年3月18日(火) 発送
契約締結	令和7年3月25日(火) を予定

1 2 契約の締結

- (1) 候補者として特定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、8(3)による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

1 3 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2(1)に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

1 4 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書を参考に本要領により作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

- (3) 著作権は、企画提案者に帰属する。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 本市は、本業務の受注者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出された書類について、平塚市情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (8) 受注者は、本業務の全部を再委託してはならない。
- (9) 受注者は、本委託業務に係る一切の情報が漏洩しないよう努めるものとする。また、情報漏えい事故が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (10) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (11) 企画提案書提出期限以降における企画提案書、資料の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できないものとする。病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることについて市の了解を得ることとする。
- (12) 企画提案書の作成にあたり現地調査等をする場合は、事前に担当窓口連絡すること。また現場調査期間は次のとおりとする。

なお、競輪開催日は入場及び通行規制をさせていただく場合がある。

現場調査期間

日時 令和7年1月15日（水）から令和7年2月4日（火）まで

（閲覧時間は、開場日の午前9時から午後5時まで）

- (13) 閲覧可能期間及び閲覧資料は次のとおりとする。（窓口で希望のあった場合のみ）

ア 閲覧期間

場所 平塚市久領堤5番1号 平塚競輪場内 第2センタースタンド3階

日時 令和7年1月15日（水）から令和7年2月4日（火）まで

（閲覧時間は、開場日の午前9時から午後5時まで）

イ 閲覧資料

- ① 平塚競輪場施設整備基本計画（改訂版）（令和5年3月）
- ② 平塚競輪場中期経営計画（2024～2027）
- ③ その他必要な図面